

呉市耐震改修促進計画

(第3期計画)

令和3年6月策定
(令和8年7月改定)
呉市

目 次

第 1 章	計画の目的等	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の対象区域と対象建築物	2
1-4	計画期間	2
1-5	用語の定義	3
第 2 章	住宅・建築物の耐震化の現状と課題	5
2-1	想定される地震と地震規模	5
2-2	被害想定	6
2-3	耐震化の現状	7
2-4	耐震化の課題	9
第 3 章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	11
3-1	新たな目標設定の考え方	11
3-2	耐震化の目標	12
第 4 章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	14
4-1	耐震化に向けた基本的な取組方針	14
4-2	重点的な取組	14
4-3	住宅に関する事項	15
4-4	多数の者が利用する建築物等に関する事項	16
4-5	耐震診断義務付け対象建築物に関する事項	16
4-6	ブロック塀等に関する事項	21
4-7	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害軽減対策	22
4-8	建築物の総合的な安全対策に関する事項	22
第 5 章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	23
5-1	耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての啓発活動	23
5-2	相談体制の整備・充実	24
5-3	耐震化促進に関する各種支援制度の周知	25
第 6 章	法に基づく措置の実施	26
6-1	優先的に実施すべき建築物	26

6-2	指導・助言，指示等の実施.....	26
第7章	計画の推進.....	27
巻末資料		28
巻末資料1	耐震改修促進法改正の経緯	28
巻末資料2	耐震改修促進法における規制対象建築物.....	29
巻末資料3	防災拠点建築物一覧表	33
巻末資料4	国の耐震化目標.....	35

第1章 計画の目的等

1-1 背景と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物等の倒壊による死者であったことなどを受け、平成7年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」といいます。)が制定されました。

その後、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成28年の熊本地震等の大地震の頻発や、これまでの想定をはるかに上回る甚大な被害をもたらした平成23年3月の東日本大震災の発生等を背景に、同法は度々改正されてきました。

このような国の動きや県における耐震改修促進計画の策定を背景に、本市においても安全・安心な都市の実現を目指して、平成20年3月に「呉市耐震改修促進計画」(以下「第1期計画」といいます。)を、平成29年6月に「呉市耐震改修促進計画(改定)」(以下「第2期計画」といいます。)を策定し、耐震化率の目標や建築物の耐震改修の促進に向けた様々な支援・啓発等の取組を定め、これまで耐震化を推進してきました。

しかしながら、東日本大震災を上回る被害が想定されている南海トラフ地震等の大地震の切迫性が指摘されるなど、大地震がいつ、どこで発生してもおかしくない状況にあり、都市の防災力強化に向けた更なる建築物の耐震化が必要となっています。

こうしたことから、第2期計画は令和2年度末で計画期間が満了するため、建築物の耐震化をより効果的かつ効率的に促進することを目的に、「呉市耐震改修促進計画」(第3期計画)(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

本計画では、国や県の動き、本市におけるこれまでの取組等を踏まえて新たな耐震化の目標を設定し、目標達成に向けた必要な施策を定めます。

また、本市では第5次呉市長期総合計画基本構想に掲げる『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」』の将来像の実現に向け、持続可能で発展的なまちづくりを推進するため、「持続可能な開発目標(SDGs)※」の達成を目指しています。本計画においては、SDGsの11番目の目標である「住み続けられるまちづくりを」の達成に向け、本計画に定めた取組を着実に推進するとともに、定期的に計画の内容を見直し、取組内容の改善を図っていくことで、地震に強い都市づくりに向けた一層の取組強化を進めていきます。

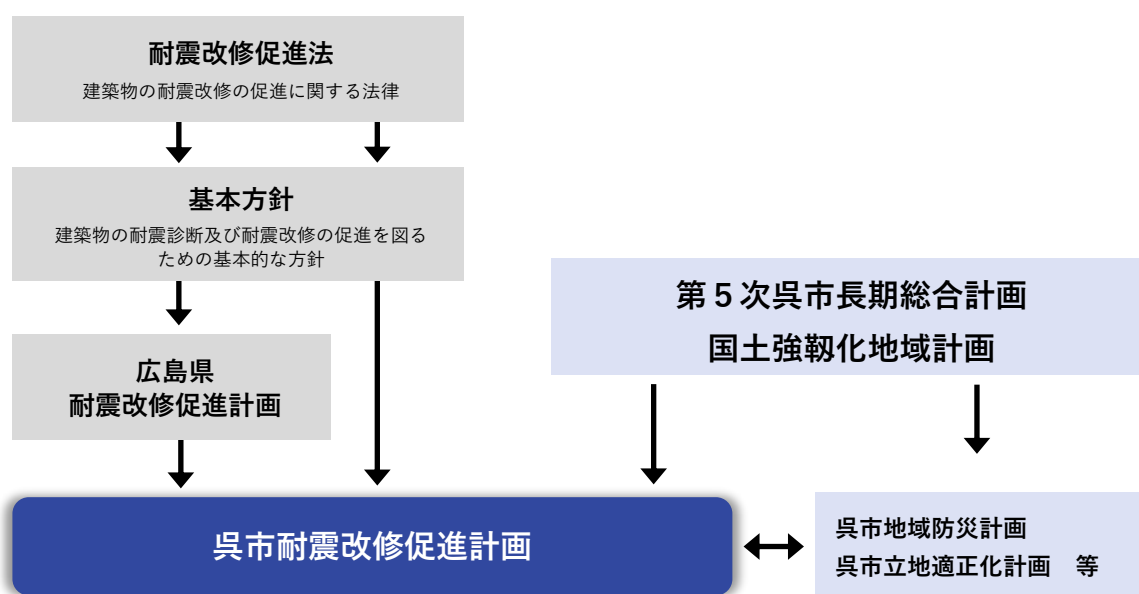
※SDGs・・・2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標

1-2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に規定する、都道府県耐震改修促進計画に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村耐震改修促進計画」として、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として位置付けているものです。

策定に当たっては、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、また「第5次呉市長期総合計画」、「国土強靱化地域計画」、「呉市地域防災計画」等との整合を図ります。

本計画の位置付け



1-3 計画の対象区域と対象建築物

本計画の対象区域は、市域全体とします。

また、本計画の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に着工された建築物に適用されていた耐震基準（以下「旧耐震基準」といいます。）で建てられたもののうち、必要な耐震性能を有していない全ての建築物とします。

1-4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和9年3月までとします。

1-5 用語の定義

本計画で使用する主な用語の説明は次のとおりです。

主な用語	定義の内容
耐震診断	構造耐震指標に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の耐震基準の見直しがされる前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準をいう。
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準をいう。 平成 12 年の改正では、木造の接合部仕様の強化等が規定されることとなった。
耐震性がある	大地震に対し、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持つことをいう。耐震性のある建築物は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊のおそれが少ないと考えられる。
耐震化率	全ての建築物のうち、耐震性がある建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの及び耐震改修を実施したもの）の割合をいう。 $\text{耐震化率} = \frac{\text{新耐震基準の建築物} + \text{耐震診断で耐震性ありの建築物} + \text{耐震改修済みの建築物}}{\text{全ての建築物}}$
所管行政庁	建築主事を置く市町の区域においては当該市町の長（県内では、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市、三次市）をいい、その他の市町の区域においては知事をいう。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。
多数の者が利用する建築物等	耐震改修促進法第 14 条各号に掲げる用途・規模の要件に該当する全ての建築物をいう。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる用途・規模の要件に該当する全ての建築物をいい、病院、集会場、百貨店等（3 階建て以上かつ 1,000 ㎡以上）、幼稚園、保育園（2 階建て以上かつ 500 ㎡以上）、小中学校、老人ホーム等（2 階建て以上かつ 1,000 ㎡以上）及び体育館（1,000 ㎡以上）が該当する。（巻末資料 2 参照）
危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 2 号に掲げる用途・規模の要件に該当する全ての建築物をいい、火薬類、石油類等の危険物で、耐震改修促進法施行令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建築物が該当する。（巻末資料 2 参照）
要緊急安全確認大規模建築物	病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（耐震不明建築物に限る。）をいう。（巻末資料 2 参照）
要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物又は避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたものをいう。（巻末資料 2 参照）

主な用語	定義の内容
耐震診断義務付け対象建築物	耐震診断の実施と報告が義務づけられた、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物をいう。(P11 表 3-1, 巻末資料 2 参照)
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物及び大規模建築物を除く。）をいう。
耐震不明建築物	旧耐震基準の建築物をいう（昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事（耐震改修促進法施行令第 3 条各号に掲げる工事を除く。）に着手し、検査済証の交付を受けたものを除く。）。
防災拠点建築物	地震発生後の救援・救護活動、消火活動等に必要であり、機能的に他の建築物では代替できない官公署、病院、避難所等をいう。（巻末資料 3 参照）
緊急輸送道路	広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）で位置づけられている、地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確誠に実施するために必要な道路をいう。（巻末資料 2 (4) 参照）
広域緊急輸送道路	広島県耐震改修促進計画で指定する、大規模地震時に通行を確保すべき道路をいう。（P19 図 4-1 参照）
避難路	市が耐震改修促進計画において指定する、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止する道路をいう。（P19 図 4-2 参照）
広域緊急輸送道路沿道建築物	広域緊急輸送道等の道路に、その敷地が接する一定の高さ以上の建築物（通行障害建築物）である耐震不明建築物で、耐震診断結果の報告が義務付けられるものをいう
避難路沿道建築物	避難路に、その敷地が接する一定の高さ以上の建築物（通行障害建築物）である耐震不明建築物で、耐震診断結果の報告が義務付けられるものをいう。
通行障害既存耐震不適格建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。
住宅・建築物	住宅は居住用途の戸建て住宅、共同住宅、長屋等をいい、建築物はそれ以外の用途の建築物をいう。耐震改修促進法の改正により、既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断・改修の努力義務が課せられることとなった。

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

2-1 想定される地震と地震規模

「広島県地震被害想定調査報告書」（平成25年10月）では、「すでに明らかとなっている断層等を震源とする11の地震」と「市町役場直下を震源とする23の地震（どこでも起こりうる直下の地震）」を想定地震とした被害想定を行っています。

本計画では、上記想定地震のうち、本市に大きな被害をもたらすことが予想される「南海トラフ巨大地震」「日向灘及び南西諸島海溝周辺（安芸灘～伊予灘～豊後水道）」「安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）」「呉市直下型」の四つの地震について被害想定結果を整理します。

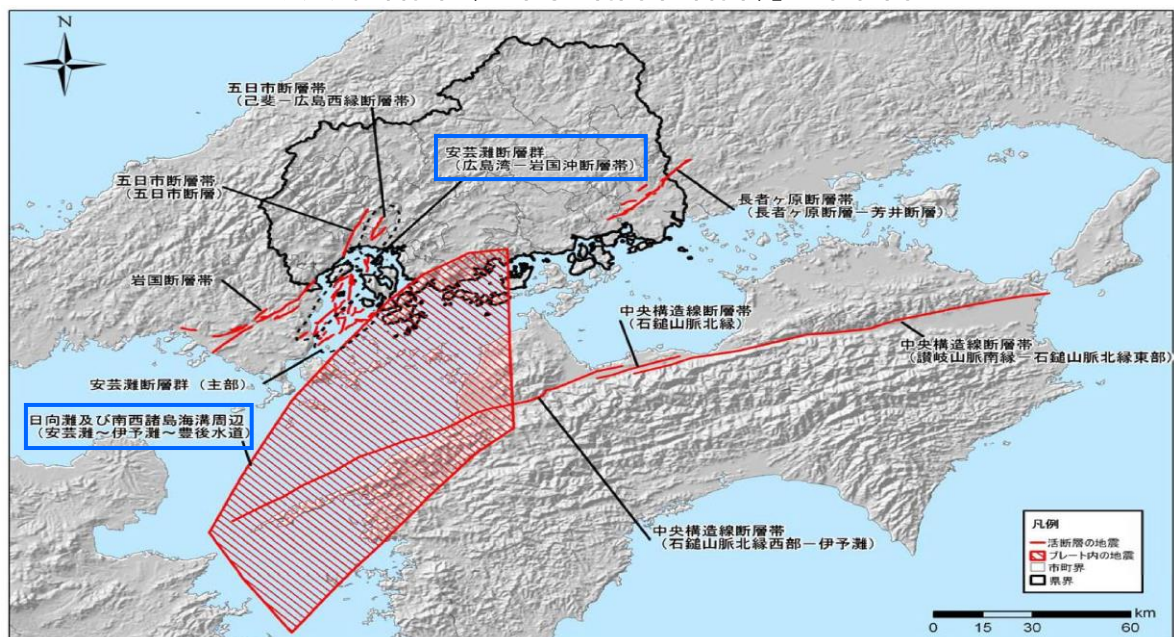
表2-1 本市に大きな被害をもたらすことが予想される地震の規模

想定地震	地震タイプ	地震規模 (マグニチュード)	今後30年以内の 発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	9.0	70～80%※
日向灘及び南西諸島海溝周辺 (安芸灘～伊予灘～豊後水道)	プレート内	6.7～7.4	40%
安芸灘断層群 (広島湾～岩国沖断層帯)	地殻内	7.4	不明
呉市直下型	地殻内	6.9	-

※文部科学省地震調査委員会発表（平成30年2月9日）

資料：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

「日向灘及び南西諸島海溝周辺（安芸灘～伊予灘～豊後水道）」及び
「安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）」の位置図



資料：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

2-2 被害想定

「広島県地震被害想定調査報告書」では、前述の四つの地震による本市の被害状況について、次のとおり想定しています。

2-2-1 人的被害想定

本市において建物倒壊による人的被害が最も大きくなるのは「呉市直下型の地震」であり、この地震による死者は 395 人、負傷者は 4,711 人、重傷者は 666 人と想定されています。

表 2-2 建物倒壊による人的被害想定結果（呉市）

（単位：人）

地震名	死者	負傷者	重傷者
南海トラフ巨大地震	26	1,127	45
日向灘及び南西諸島海溝周辺 （安芸灘～伊予灘～豊後水道）	276	4,506	464
安芸灘断層群 （広島湾－岩国沖断層帯）	6	570	11
呉市直下型	395	4,711	666

※地震の被害が最も大きくなると考えられている「冬、深夜、風速 11m/s」の場合の被害を記載

※呉市直下型の欄には、「どこでも起こりうる直下の地震」の市町別総括表の値（PII-193）を記載

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（平成 25 年 10 月）

2-2-2 建築物の被害想定

本市において地震の揺れによる建築物被害が最も大きくなるのは「呉市直下型の地震」であり、この地震の揺れによる建築物被害は、全壊棟数が 6,162 棟、半壊棟数が 18,541 棟と想定されています。

表 2-3 揺れによる建築物被害の想定結果（呉市）

（単位：棟）

地震名	全壊棟数	半壊棟数
南海トラフ巨大地震	420	5,481
日向灘及び南西諸島海溝周辺 （安芸灘～伊予灘～豊後水道）	4,300	19,239
安芸灘断層群 （広島湾－岩国沖断層帯）	104	2,889
呉市直下型	6,162	18,541

※地震の被害が最も大きくなると考えられている「冬、深夜、風速 11m/s」の場合の被害を記載

※呉市直下型の欄には、「どこでも起こりうる直下の地震」の市町別総括表の値（PII-192）を記載

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（平成 25 年 10 月）

2-3 耐震化の現状

2-3-1 住宅の耐震化の現状

対象となるのは、居住世帯のある住宅（共同住宅等含む）です。

住宅・土地統計調査（総務省統計局）の統計数値を基に、平成25年と平成30年の耐震化率を算出し、その変化の状況から、令和2年度末の耐震化率を表2-4のとおり81.1%と推計しました。

表 2-4 住宅の耐震化率推計結果

(単位：戸)

年次	総数 (A)	新耐震 基準(B)	旧耐震基準				耐震化率 (B+D+E)/A
				診断で耐震 性なし(C)	診断で耐震 性あり(D)	改修済 (E)	
H25	99,780	59,308	40,472	31,788	7,363	1,321	68.1%
H30	95,220	58,623	36,597	21,517	12,239	2,841	77.4%
R2 (見込)	94,635	58,934	35,701	17,886	14,332	3,483	81.1%

資料：「住宅・土地統計調査」(H25, H30)

2-3-2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

(1) 対象建築物

対象となる建築物は、表2-5に示す耐震改修促進法第14条各号に掲げる用途・規模の要件に該当する建築物(以下「多数の者が利用する建築物等」といいます。)です。

表 2-5 多数の者が利用する建築物等

法区分	対象建築物	概 要
第14条 第1号	①多数の者が利用 する建築物	多数の者が利用する一定規模以上の建築物（学校：階数2以上かつ1,000㎡以上、病院・百貨店・ホテル：階数3以上かつ1,000㎡以上等）
第14条 第2号	②危険物の貯蔵場 等の用途に供す る建築物	火薬類、石油類等の危険物で、一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
第14条 第3号	③通行障害建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、その敷地が広島県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物

(2) 耐震化の状況

対象建築物のうち、旧耐震基準の建築物は、第1期計画において本市の調査により抽出された建築物です。耐震化の状況については、所有者への調査等により、建築物の現況を調査し、その集計結果は表2-6のとおりです。

表2-6 多数の者が利用する建築物等（旧耐震基準）の耐震化の状況

(単位：棟)

区分	対象建築物（用途）	対象棟数		耐震性ありの棟数		耐震性なしの棟数	
			計		計		計
①	学校	59	325	51	218	8	107
	病院，診療所	16		7		9	
	社会福祉施設等	6		4		2	
	ホテル，旅館	3		1		2	
	店舗，飲食店，遊技場等	26		15		11	
	賃貸住宅，寄宿舎等	114		83		31	
	事務所，工場，その他	101		57		44	
②	危険物の貯蔵場等	6		3		3	
③	通行障害建築物	161		66		95	
計		492		287		205	

※耐震診断が未実施の建築物の耐震化の状況は県推計方法に準じ算定

(3) 耐震化率の推計

令和2年度末における多数の者が利用する建築物等の耐震化率を表2-7のとおり推計しました。

表2-7 多数の者が利用する建築物等の耐震化率推計結果（令和2年度末見込）

(単位：棟)

総数 (A)	新耐震基準 (B)	旧耐震基準			耐震化率 (B+C)/A
			耐震性あり(C)	耐震性なし	
1,381	889	492	287	205	85.2%

※新耐震基準の建築物は県推計方法に準じ推計

2-3-3 市有建築物の現状

本市が所有する建築物（以下「市有建築物」といいます。）については、「呉市公共施設に関する個別施設計画」等の各個別計画に基づき、更新，統廃合，長寿命化など，計画的な施設管理を進めています。

2-4 耐震化の課題

第2期計画においての目標の達成状況は表2-8のとおりです。住宅と多数の者が利用する建築物等とも目標に達しています。

表2-8 目標の達成状況

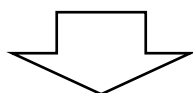
対 象	平成28年 度末現状値	令和2年度末見込		達成状況
		目標値	現況値(見込)	
住 宅	73.6%	81.0%	81.1% 【84.5%】	達成
多数の者が利用する建築物等	66.4%	72.0%	85.2% 【91.3%】	達成

【 】内は広島県の目標

2-4-1 住宅の耐震化の課題

第2期計画の目標は達成しましたが、更なる耐震化の促進には、次のようなことが課題となっています。

- ・ 広島県の耐震化率（84.5%）と比べると3.4ポイント低い。
- ・ 耐震診断・耐震改修の助成制度の利用が近年減少している。
- ・ 旧耐震基準の建築物は、建築後約40年以上と古く、改修よりも建替えや除却を選択する傾向にある。
- ・ 耐震改修に要する費用が増加傾向にある。



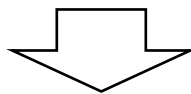
これらのことから、次のような取組が必要です。

- 木造住宅への助成制度の継続実施と更なる周知
- 戸別訪問等による直接的な働き掛けの実施
- 市民ニーズに合った利用しやすい助成制度の検討
- 耐震改修に加え、建替えや除却の助成制度を検討

2-4-2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の課題

第2期計画の目標は達成しましたが、更なる耐震化の促進には、次のようなことが課題となっています。

- ・ 広島県の耐震化率（91.3%）と比べると 6.1 ポイント低い。
- ・ 耐震化の必要性に対する意識が低い。
- ・ 建物所有者への助成制度の周知が進んでいない。
- ・ 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物は、耐震診断の実施が進んでいない。
- ・ 耐震改修に要する費用が増加傾向にある。



これらのことから、次のような取組が必要です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○建物所有者へ戸別訪問を実施するなど直接的な働き掛け○耐震診断実施の促進○所有者への定期的な改修状況の確認，耐震改修の必要性の啓発○耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物への助成制度の検討 |
|---|

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

3-1 新たな目標設定の考え方

広島県が設定する目標及びこれまでの実績を踏まえ、令和7年度末時点での目標を設定します。

目標を設定する対象建築物として、第2期計画において掲げていた、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物等」に加え、国の基本方針や広島県耐震改修促進計画を踏まえ、早急に耐震化を促進すべき建築物である「耐震診断義務付け対象建築物」（表3-1 参照）を新たな目標に追加します。

表3-1 耐震診断義務付け対象建築物

対象建築物	概 要
要緊急安全確認大規模建築物	不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち大規模な耐震不明建築物（病院、店舗、旅館：階数3以上5,000㎡以上、老人ホーム：階数2以上5,000㎡以上等）
防災拠点建築物	地震発生後の救援・救護活動、消火活動等に必要であり、機能的に他の建築物では代替できない官公署、病院、避難所等の建築物（広島県耐震改修促進計画により指定）
広域緊急輸送道路沿道建築物及び避難路沿道建築物	緊急輸送道路のうち、防災上特に重要な道路として、広島県耐震改修促進計画または呉市耐震改修促進計画で指定された道路に、その敷地が接する建築物で、地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある一定の高さ以上の建築物（通行障害建築物）である耐震不明建築物

（詳細は巻末資料2（1）参照）

3-2 耐震化の目標

3-2-1 住宅の耐震化の目標

広島県では、令和17年度末までに耐震化率を100%とすることを目指し、令和7年度末の耐震化率の目標を92%としています。このことを踏まえ、本市においても同じ目標とします。

表3-2 耐震化の目標（耐震化率）

	現状値 (R2年度末見込)	目標 (R7年度末)	目指す姿 (R17年度末)
広島県	84.5%	92.0%	100%
呉市	81.1%	92.0%	100%

3-2-2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

広島県では、令和12年度末までに耐震化率を100%とすることを目指し、令和7年度末の耐震化率の目標を96%としています。このことを踏まえ、本市においても同じ目標とします。

表3-3 耐震化の目標（耐震化率）

	現状値 (R2年度末見込)	目標 (R7年度末)	目指す姿 (R12年度末)
広島県	91.3%	96.0%	100%
呉市	85.2%	96.0%	100%

3-2-3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物等のうち、特に耐震化の促進が必要な耐震診断義務付け対象建築物については、次のとおり目標を設定します。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

広島県では、令和 7 年度末における目標として耐震改修実施率を「おおむね解消」するとしています。このことを踏まえ、本市においては、令和 7 年度末に耐震改修実施率を「解消」することを目標とします。

表 3-4 耐震化の目標（耐震改修実施率）

	現状値（R 2 年度末見込）	目標（R7 年度末）
広島県	78.9%（206/261 棟）	おおむね解消
呉市	87.5%（7/8 棟）	解消

(2) 防災拠点建築物

広島県では、令和 7 年度末における目標として耐震改修実施率を「おおむね解消」するとしています。こうしたことから、本市においては、令和 7 年度末に耐震改修実施率を「解消」することを目標とします。

表 3-5 耐震化の目標（耐震改修実施率）

	現状値（R 2 年度末見込）	目標（R 7 年度末）
広島県	92.7%（786/848 棟）	おおむね解消
呉市	94.4%（67/71 棟）	解消

(3) 広域緊急輸送道路沿道建築物及び避難路沿道建築物

広島県では、令和 7 年度末における目標として耐震改修実施率を「おおむね解消」するとしています。こうしたことから、本市においても、令和 7 年度末に耐震改修実施率を「おおむね解消」することを目標とします。

表 3-6 耐震化の目標（耐震改修実施率）

	現状値（R2 年度末見込）	目標（R7 年度末）
広島県	9.1%（22/約 240 棟）	おおむね解消
呉市	21.8%（17/78 棟）	おおむね解消

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4-1 耐震化に向けた基本的な取組方針

住宅・建築物等の耐震化率の向上を図るには、まず、建築物の所有者自身が自らの問題、また、地域の防災問題として、意識的に取り組むことが不可欠です。

本市は、そのための情報提供や啓発を行うとともに、耐震化を行いやすい環境整備や、耐震化に伴う助成制度の整備等の必要な施策を講じていくことを基本的な取組方針とします。

4-2 重点的な取組

次の事項について、重点的に取り組んでいきます。

(1) 住宅の耐震化の促進

住宅は日々の生活を営む上で欠くことのできないものであり、市民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点から、早急に耐震化を図ることが重要です。このため、更なる耐震化を促進するために、より効果的な助成制度を検討し、整備を図ります。

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物等は、不特定多数の方や避難弱者が利用する建築物であるため、災害時には重大な被害が生じるおそれがあることから、早急に耐震化を図ることが重要です。このため、更なる耐震化を促進するために、より効果的な助成制度を検討し、整備を図ります。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進

耐震診断義務付け対象建築物は、災害時に多大な影響を与えるおそれがあることから、早急に耐震化を進める必要があります。このため、既存の助成制度を活用しつつ、耐震改修の実施を後押しするような助成制度の整備を図ります。

(4) 啓発活動による耐震化に関する意識の向上

建築物の耐震化を進めるには、建築物の所有者が耐震化の必要性を理解し、耐震化に取り組んでいくことが必要です。そのためには、まずは建物所有者に耐震化の必要性について認識してもらうことが大切です。こうしたことから、建築物の所有者の耐震化に関する意識が向上するよう、計画の内容や施策の必要性について、周知及び啓発活動に取り組んでいきます。

4-3 住宅に関する事項

所有者の負担を軽減するために、木造住宅を対象とした「呉市木造住宅耐震診断事業」及び「呉市木造住宅耐震改修助成事業」を実施しています。今後も当該事業を継続して実施していきます。

また、広島県は、耐震改修の助成制度の利用が近年低調であることから、市町に対する、居住を誘導するエリアを対象とする国の助成制度を活用した新たな住宅の助成制度（表 4-2 参照）を検討しており、本市においても、同制度を活用した助成制度を検討し、早期に整備することを目指します。

表 4 - 1 助成制度の概要

	種別	助成内容
継続	耐震診断	呉市に登録した耐震診断士が調査を実施 自己負担：1 万円
継続	耐震改修	耐震改修工事に係る費用の 23%（上限 30 万円/戸）を助成
新規	耐震改修 建替，除却	広島県が検討している新たな助成制度の活用を検討

※本表は、令和 2 年度のものであり、変更される場合があります。

表 4 - 2 広島県が検討している助成制度の概要

補助対象とする 市町	①国が実施する、住宅への耐震改修補助制度「総合支援メニュー」による制度を創設していること			
	②「総合支援メニュー」による耐震改修と建替え補助に加え、非現地での建替えや除却のみの工事も補助対象とした制度であること			
	③居住を誘導し人口密度を維持するエリアを明示することができること			
補助内容	耐震改修	現地建替	非現地建替	除却
補助対象とする 住宅	旧耐震基準で建てられた木造戸建て住宅で、耐震性能が不足しているもの（長屋又は共同住宅は含まない）			
	現に自己の居住の用に供する住宅であること（空き家は含まない）			
	居住を誘導する区域内		移転建替後の住宅が居住を誘導する区域内	居住を誘導する区域の内外を問わない
国が実施する補助制度の適用区分	総合支援メニュー		従来の補助制度	
補助対象	設計費及び工事費		除却工事費	
補助額※	補助対象のうち工事費の80%かつ1 住戸あたり100万円を限度		補助対象の23%かつ1 住戸あたり83.8万円を限度	
負担率※	国1/2，県1/4，市1/4		国1/2，県1/4，市1/4	

※国が実施する助成制度の内容

資料：広島県耐震改修促進計画（第 3 期計画）

4-4 多数の者が利用する建築物等に関する事項

多数の者が利用する建築物等のうち、耐震診断義務付け対象建築物については、耐震改修等の助成制度を整備し、耐震化を促進しています。今後、多数の者が利用する建築物等の更なる耐震化が必要となっていることから、耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対しても、国の制度を活用した新たな助成制度を検討し、早期に整備することを目指します。

表 4 - 3 助成制度の概要

	種別	助成内容
新規	耐震診断	耐震診断に要する費用の一部を助成する制度を検討

4-5 耐震診断義務付け対象建築物に関する事項

4-5-1 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

(1) 現状

不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち大規模な建築物については、耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に定める要緊急安全確認大規模建築物（巻末資料 2 参照）として、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し、その結果を報告することが義務付けられました。

本市においては、8 棟が対象となり、これらの建築物について、期限までに全ての建築物の耐震診断結果の報告を受け、平成 29 年 2 月 3 日に公表しました。

現在の耐震改修等の実施状況は次のとおりです。未実施の 1 棟については、助成制度を活用した耐震改修の実施を促していきます。

表 4 - 4 要緊急安全確認大規模建築物の改修等実施状況

(令和 2 年度末見込)

対象棟数	耐震改修等実施済棟数			耐震改修等 未実施棟数
		解体	耐震改修済	
8	7	3	4	1

(2) 耐震化に対する助成制度

対象となる建築物に対して、本市では以下の耐震化に対する助成をしています。

表 4 - 5 助成制度の概要

	種別	助成内容
継続	耐震改修	補助額：工事見積費又は事業費限度額の 23% 工事種別：耐震改修，除却，建替

※本表は、令和 2 年度のものであり、変更される場合があります。

(3) 対象建築物の耐震化に向けた指導等

耐震改修の実施に目途がたたない所有者に対して、引き続き早期実施の指導をするとともに、指示等の実施を検討します。

4-5-2 防災拠点建築物に関する事項

広島県耐震改修促進計画により、病院、官公署など、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物として指定された防災拠点建築物は、本市においては公共建築物の 7 1 棟（巻末資料 3 参照）となっており、その全てにおいて耐震診断は実施済みです。

このうち耐震改修等が実施されていない市有建築物 4 棟については、呉市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設管理を行っていることから、引き続き耐震改修等の実施を促していきます。

4-5-3 広域緊急輸送道路沿道建築物及び避難路沿道建築物に関する事項

(1) 現状

広島県は、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、大規模地震時に通行を確保すべき道路（以下「広域緊急輸送道路」といいます。）を、また、本市においても、耐震改修促進法第6条第3項第1号に規定する道路（以下「避難路」といいます。）を、それぞれ指定し、当該道路に敷地が接する「通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）」の所有者に対し、同法7条に基づき耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告を義務付けています。報告期限は、どちらも令和3年3月31日です。

対象建築物の耐震改修等の実施状況は次の表のとおりです。耐震改修が未実施の建築物については、早急に耐震化を図ることが重要であることから、助成制度を活用した耐震改修の実施を促していきます。

また、耐震改修促進法の一部改正（平成31年1月1日施行）により、建築物本体と同様に、当該道路に敷地が接する建築物に附属するブロック塀等のうち、一定規模以上のものについては、耐震診断の義務付け対象となることが規定されましたが、本市では、対象となるブロック塀等はありませんでした。

表4-6 広域緊急輸送道路沿道建築物及び避難路沿道建築物の改修等実施状況

（令和2年度末見込）

区分	対象建築物	対象棟数	改修等実施済棟数				改修未実施及び耐震性不明棟数
				解体済	改修済	診断で耐震性あり	
県指定	広域緊急輸送道路沿道建築物	77	17	9	4	4	60
市指定	避難路沿道建築物	1	0	0	0	0	1

表 4 - 7 耐震診断義務付け対象となる広域緊急輸送道路及び避難路

区分	道路種別	路線名
広域緊急輸送道路 (県指定)	有料道路	国道 31 号 (広島呉道路)
	一般国道	国道 31 号 国道 185 号 国道 375 号 (東広島・呉自動車道) 国道 375 号
避難路 (市指定)	市 道	中央二河町線の一部

図 4 - 1 広域緊急輸送道路 (県指定) 位置図



図 4 - 2 避難路 (市指定) 位置図



(2) 耐震化に対する助成制度

対象となる建築物に対して、次の耐震化に対する助成をしています。既存の耐震改修の助成制度を継続して実施していくとともに、更なる耐震化促進のために国の助成制度を活用した補強設計に関する新たな助成制度を検討し、早期に整備することを目指します。

表 4 - 8 助成制度の概要

	種別	助成内容
新規	補強設計	補強設計に要する費用の一部を助成する制度を検討
継続	耐震改修	補助額：工事見積費又は事業費限度額の 2/3 工事種別：耐震改修，除却，建替

※本表は，令和 2 年度のものであり，変更される場合があります。

(3) 耐震診断結果の公表

対象となる建築物は，令和 3 年 3 月 31 日までを報告の期限として，耐震診断が義務付けられています。報告を受けた耐震診断結果は，耐震改修促進法第 9 条の規定に基づき，広島県と連携しとりまとめて公表します。

公表した耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）は，定期的に所有者に確認し更新することにより，所有者の耐震化の意識醸成を図り，耐震改修の実施につなげます。

(4) 対象建築物の耐震化に向けた指導等

耐震診断結果の報告期限までに，報告がされない建築物の所有者に対しては，指導等を行い，早期の報告を促します。また，耐震診断の結果，耐震性が不足していると判定された建築物の所有者に対しては，引き続き戸別訪問により丁寧な説明をし，耐震化の意識醸成を図り，耐震改修の実施につなげます。

4-6 ブロック塀等に関する事項

(1) 現状

地震発生により、ブロック塀等が倒壊すると被害が発生するおそれがあるばかりでなく、避難や救助活動・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀の安全対策を推進していく必要があります。

そのため、ブロック塀等の倒壊の危険性について、市民に対する意識啓発に取り組むとともに、通学路等を中心に危険箇所の点検や指導等を引き続き行っていきます。

(2) 助成制度

安全性が確認できないブロック塀等の除却に要する費用の一部を助成することにより、地震の際に倒壊による被害の防止や避難のための経路を確保することを目的とし、令和2年度から「呉市ブロック塀等安全確保事業」を実施しています。

本事業を引き続き実施していくとともに、より使いやすい制度となるように、対象となる種別や対象範囲、助成内容について拡充を検討します。

表4-9 助成制度の概要

	種別	対象となるブロック塀等	助成内容
継続	除却	次の全ての要件を満たしたもの ① 通学路及び緊急輸送道路に面するもの ② 道路からの高さが1.0m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが1.0m以上のもの） ③ 『既存ブロック塀等点検チェックリスト』等により、安全性が確認できないもの ④ 建築基準法の規定に違反していないもの ⑤ 民間が所有しているもの（法人その他団体が所有するものを除く）	除却に要する事業費（上限：9,000円/m）の2／3を助成 上限15万円
拡充	建替	高さ等の対象範囲の拡大を検討	建替に要する費用の助成を検討

※本表は、令和2年度のものであり、変更される場合があります。

4-7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害軽減対策

4-7-1 がけ地近接等危険住宅移転事業

崖崩れ等の危険から市民の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格の住宅について、移転を行う者に対して助成をしています。

4-7-2 呉市建築物土砂災害等対策事業

土砂災害等の危険から市民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格の住宅又は建築物について、土砂災害対策改修工事を実施する者に対し、当該工事費の負担軽減を目的とした助成をしています。

4-8 建築物の総合的な安全対策に関する事項

住宅・建築物の耐震化のほか、外壁タイルの落下や天井崩落など、建築物の倒壊以外が原因で被災することがあるため、次の既存建築物の総合的な安全対策の促進に取り組めます。

表 4-10 既存建築物の総合的な安全対策

取組	概要
窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策等	地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が発生した場合、死傷者が発生するおそれがあるばかりでなく、避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすため、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を周知するとともに、設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し、落下防止対策等について普及・啓発を図ります。
エレベーター及びエスカレーターの安全対策	地震時における、エレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対してエレベーター及びエスカレーターの地震時の被害想定等を周知し安全性の確保を図ります。
大規模空間を持つ建築物の天井の脱落防止対策	不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して、天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに、正しい施工技術や補強方法の普及・啓発を図り、天井の崩壊防止対策についても啓発を行います。

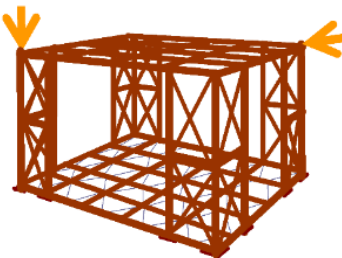
第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

5-1 耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての啓発活動

建築物の所有者が地震防災対策の重要性を認識し、自ら主体的に建築物の耐震化を推進する環境を築くため、地震に対する防災知識の普及・啓発に努めます。

表 5-1 地震防災知識の普及・啓発に向けた取組

取組	概要
地震ハザードマップの活用	平成 22 年度に、本市において予測される想定地震による揺れやすさや、建築物倒壊による地域の危険度等を表した地震ハザードマップを作成し、公表しました。今後は同ハザードマップを有効に活用し、地震防災意識の向上を図っていきます。
耐震セミナー・出前トークの継続	本市では、建築物防災週間を利用した「耐震セミナー」や、随時開催する自治会、自主防災会、企業等に市職員が出向く「出前トーク」を通じて、耐震診断・改修の必要性を説明しています。 これらの取組については、今後も継続していくとともに、より分かりやすい地震防災意識の普及啓発に努めます。
パンフレットの有効活用	国や県が作成するパンフレットを有効に活用するとともに、耐震性の向上や容易に行える耐震対策などに関する一般市民向けのパンフレットの作成について検討し、市民・事業者等向けの「耐震セミナー」等において有効活用を図ります。
家具の転倒防止対策の推進	地震で建築物が無事であっても、家具の転倒による負傷や、転倒した家具が障害となることによる火災からの逃げ遅れ等の被害が発生するおそれがあります。 このため、室内での被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性について、耐震セミナーやパンフレット等による啓発を図ります。 家具の転倒防止対策イメージ 出口をふさがないように 止め金具で固定 すべり止め 資料：呉市地震ハザードマップ

取組	概要
住宅の減災化の促進	地震発生時にまずは市民の命を守ることを最優先とし、耐震改修工事に係る費用支出や住宅の構造などにより、早期に耐震化を図ることが困難な住宅においても、避難用シェルターや防災ベッドなどにより安全に避難できる空間を確保する取組について普及啓発を図ります。 建築物に遠くにかかる荷重にも耐えられる  水平力は一定以上の荷重に耐えられる 「避難用のシェルター」の例 既存住宅の1部屋の中に、鉄骨等によるフレームを組み込むことで、強い地震が来た場合に一時的に避難する場所としての利用が期待される。  資料：「住宅における地震被害軽減に関する指針」（内閣府）
既存宅地擁壁の防災対策	呉市の特性として、ひな壇状の斜面地に張り付くように住宅が建設されており、その擁壁の大半が空石積みであるため、地震に対して脆弱な構造となっています。芸予地震の際にも、石積み擁壁の崩壊により、家屋の損壊が多数発生しました。 このため、擁壁に係る災害の復旧及び防止のための融資制度（呉市急傾斜地復旧整備事業資金融資）を設けており、住宅金融支援機構の融資制度（宅地防災工事資金融資）と併せてその紹介を行っていきます。

5-2 相談体制の整備・充実

市民からの建築物等の地震対策に関する相談に応じ、県をはじめとした関係諸団体等と連携し、支援制度の普及・啓発に努めます。また、市のホームページでの情報提供や電子メールを活用した相談体制の整備に努めます。

表 5-2 相談体制の整備・充実に向けた取組

取組	概要
相談体制の整備と情報提供の充実	市民のための耐震診断・改修に関する相談への対応や情報提供を実施しており、今後、市のホームページや「市政だより」を活用した情報提供や、電子メールを活用した相談受付等のサービスの提供についても検討していきます。 また、市のホームページに、耐震化に関する情報を集約したサイトを作成するなど、市民に効率的かつ効果的に情報を周知する方法についても検討を行っていきます。
専門家の紹介体制の整備	市民が安心して耐震改修を行えるよう、市民と信頼できる専門家をマッチングするため、市のホームページに該当する専門家の名簿を掲載するとともに、（一社）広島県建築事務所協会との連携を深め、専門家を紹介していきます。

5-3 耐震化促進に関する各種支援制度の周知

所有者が耐震化を行う上で懸案となる費用面での不安を解消し、耐震化を促進するため、国の税制や融資制度について周知していきます。

表 5-3 税制

(1) 耐震改修促進税制（令和 2 年 12 月現在）

対象	対象となる税	概要
住宅	所得税	令和 3 年 12 月 31 日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の 10%相当額（上限 25 万円）をその年分の所得税額から控除
	固定資産税	令和 4 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）を 1 年間 1 / 2 に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は 2 年間 1 / 2 に減額）
建築物	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に国の助成（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を 2 年間 1 / 2 に減額（耐震改修工事費の 2.5 %が限度）

(2) 住宅ローン減税（令和 2 年 12 月現在）

対象	対象となる税	概要
住宅	所得税	10 年間、ローン残高の 1 %を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象）

表 5-4 融資制度

(1) 住宅金融支援機構による融資（令和 2 年 6 月 1 日現在）

対象	融資限度額	金利
個人向け	1,500 万円（住宅部分の工事費が上限）	償還期間 10 年以内 0.36% 償還期間 11 年以上 20 年以内 0.62%
マンション 管理組合向け	500 万円/戸（共用部分の工事費が上限）	償還期間 10 年以内 0.42% 償還期間 11 年以上 20 年以内 0.68%

第6章 法に基づく措置の実施

6-1 優先的に実施すべき建築物

次の建築物については、耐震診断・改修の的確な実施を確保するために、優先的に指導・助言等を実施していきます。

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

(2) 指示の対象となる建築物

耐震改修促進法第 12 条第 2 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定に基づく、「指示」の対象となる建築物（巻末資料 2 参照）

(3) 指導・助言の対象となる建築物

耐震改修促進法第 12 条 1 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づく「指導・助言」の対象となる建築物（巻末資料 2 参照）

6-2 指導・助言，指示等の実施

所管行政庁として耐震改修の確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、次の措置を行います（耐震改修促進法第 15 条、第 16 条、第 27 条）。

表 6 - 1 耐震改修促進法に基づく措置

区分	概要
指導・助言	● 既存建築物の耐震診断・改修の必要性を説明し、診断・改修等の実施を促します（啓発文書の送付を含む）。
指示	● 「指導・助言」のみでは耐震診断・改修を実施しない場合において、その実施を促し、更に協力が得られないときには、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の措置を行います。
公表	● 正当な理由がなく、耐震診断・改修の「指示」に従わないときに行います。 ● 公表の方法については、耐震改修促進法に基づく公表であること、市民に広く周知できること、対策に結び付くものであること等を考慮する必要があり、告示、市のホームページへの掲載等を行います。

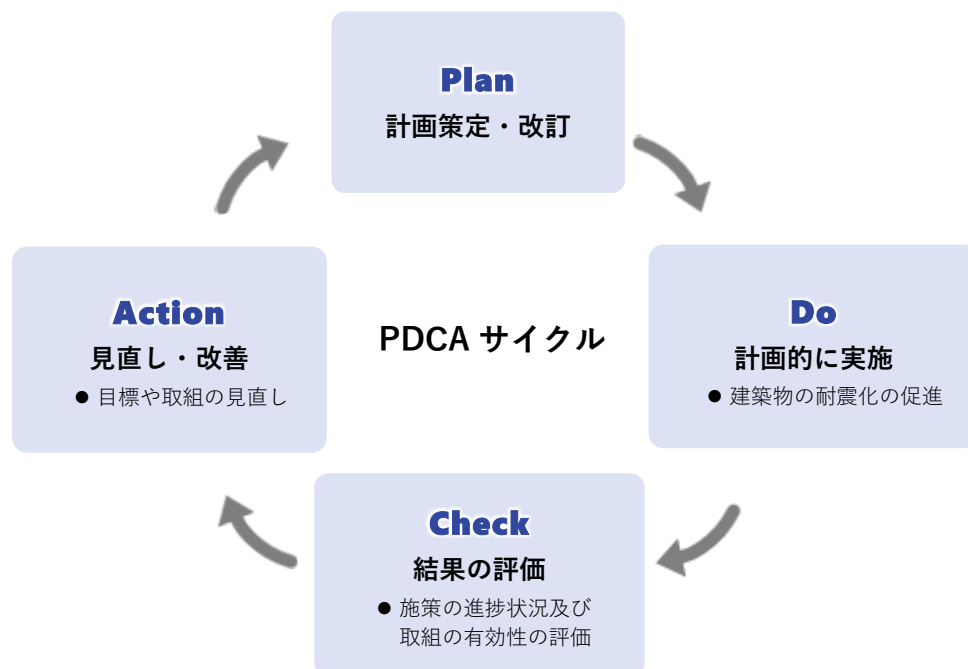
建築基準法第 10 条では、一定の規模以上の建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険と認める場合には、保安上必要な措置を執るよう当該建築物の所有者に対して「勧告」することができ、また、「勧告」を受けた所有者が正当な理由がなくその「勧告」に係る措置を執らなかったときには、その「勧告」に係る措置を「命令」することができるとされています。

本市は所管行政庁として、必要に応じた措置を行い、建築物の耐震化を促進していきます。

第7章 計画の推進

建築物の耐震化は、国や県の助成を有効に活用しながら市民と市が連携・協力し、一体となって取組を推進します。

また、計画期間中は取組の進捗状況を把握するとともに、取組の有効性についても評価を行い、必要に応じて取組の追加、削除・変更を行い Plan・Do・Check・Action の PDCA サイクルにより、継続的な改善を図ります。



巻末資料

巻末資料 1 耐震改修促進法改正の経緯

平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として制定された耐震改修促進法は、その後大規模地震の発生とともに、以下のとおり繰り返し改正が行われてきました。

耐震改修促進法改正の経緯

背景	法制定・法改正の内容
平成 7 年 阪神淡路大震災の発生	平成 7 年 12 月「耐震改修促進法」制定 ● 多数の者が利用する建築物への指導・助言，指示 ● 耐震改修促進計画の認定制度 等
平成 16 年 新潟中越地震 平成 17 年 福岡県西方沖地震などの大規模地震の頻発	平成 17 年 1 月「耐震改修促進法」改正 ● 国による基本方針の作成 ● 地方公共団体による耐震改修促進計画の策定 ● 道路を閉塞させる住宅等に対する指導・助言 ● 指示対象の拡大と指示に従わない場合の公表 等 平成 18 年 1 月 国の「基本方針」制定 ● 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について，平成 27 年までに 90%とする目標設定 ▼ 「呉市耐震改修促進計画（第 1 期計画 平成 20～28 年度）」の策定
平成 23 年 東日本大震災の発生 平成 24 年 南海トラフ巨大地震の被害想定発表（内閣府）	平成 25 年 11 月「耐震改修促進法」改正 ● 大規模建築物に対する耐震診断結果報告義務付け ● 地方公共団体による避難路沿道通行障害建築物や防災拠点建築物への耐震診断報告義務付け 平成 28 年 3 月 国の「基本方針」改定 ● 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について，平成 32 年までに 95%とする目標設定 ▼ 「呉市耐震改修促進計画（第 2 期計画 平成 29～32 年度）」の策定
平成 30 年 大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害	平成 31 年 1 月「耐震改修促進法」改正 ● 避難路沿道通行障害建築物となる建築物にブロック塀等を追加 ▼ 「呉市耐震改修促進計画（第 3 期計画 令和 3～7 年度）」の策定

巻末資料 2 耐震改修促進法における規制対象建築物

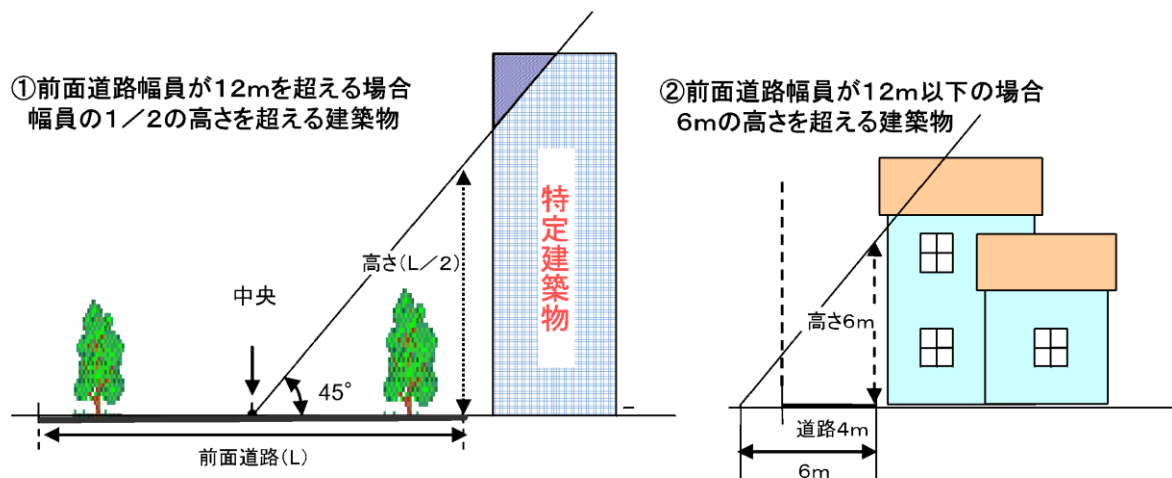
(1) 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途	指導・助言対象建築物の要件	指示対象建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物
上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	—	—	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会堂 展示場 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗 ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
卸売市場 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所	—	—	—	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	—	—	—	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	
通行障害建築物	耐震改修等促進計画で指定する緊急輸送道路（P31 参照）の沿道建築物であって、前面道路の幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）（P30 参照）	—	耐震改修等促進計画で指定する重要な緊急輸送道路（P19 参照）の沿道建築物であって、前面道路の幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）（P30 参照）	要安全確認計画 記載建築物
防災拠点である建築物	—	—	耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその「利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	

(2) 法令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（火薬類取締法で規定されたもの） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空砲 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 ソ その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 km 500 km 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン ※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個、約 120kg
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

(3) 通行障害建築物の要件



(4) 緊急輸送道路（県が指定する大規模地震時に通行を確保する道路）

機能区分	道路種別	路 線 名
第 1 次	有料道路	国道 31 号（広島呉道路）
	一般国道	国道 31 号
		国道 185 号
		国道 375 号（東広島・呉自動車道）
		国道 375 号
	一般国道 （指定区間外）	国道 487 号
		国道 487 号（警固屋音戸 ^ハ ^ヰ ^ス ）
		国道 487 号（藤脇 ^ハ ^ヰ ^ス ）
	主要地方道	音戸倉橋線（警固屋音戸 ^ハ ^ヰ ^ス ）
		県道 35 号（音戸倉橋線）
		県道 66 号（呉環状線）
		県道 31 号（呉平谷線）
		県道 34 号（矢野安浦線）
	市町村道	市道（中央二河町線）
		市道（宝町本通線（蔵本通り））
	その他の道路	安浦駅北線
		臨海道路阿賀マリノポリス 1 号線
第 2 次	有料道路	下蒲刈川尻線（安芸灘大橋）
	主要地方道	県道 35 号（音戸倉橋線）
		釣土田 ^ハ ^ヰ ^ス （音戸倉橋線）
		県道 74 号（下蒲刈川尻線）
		県道 66 号（呉環状線）
		県道 31 号（呉平谷線）
		県道 34 号（矢野安浦線）
	一般県道	県道 288 号（見戸代大地蔵線）
		県道 287 号（上蒲刈島循環線）
		県道 355 号（大崎下島循環線）
		県道 354 号（豊島線）
		豊島大橋（豊浜蒲刈線）
	その他の道路	農道（蒲刈大橋）
		農道（豊浜大橋）
第 3 次	主要地方道	県道 66 号（呉環状線）

巻末資料 3 防災拠点建築物一覧表

No.	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震性	備考
1	呉警察署庁舎車庫、武道場および機械室	呉市	警察署	済	あり	
2	呉警察署庁舎	呉市	警察署	済	あり	
3	広島警察署庁舎	呉市	警察署	済	あり	
4	広島警察署庁舎車庫および武道場	呉市	警察署	済	あり	
5	広南小学校 屋内運動場 (6)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
6	長迫小学校 普通教室棟・屋内運動場(10-1,-2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
7	天応小学校 屋内運動場 (10)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
8	昭和南小学校 屋内運動場 (3)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
9	昭和北小学校 屋内運動場 (1)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
10	音戸小学校 屋内運動場 (8)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
11	波多見小学校 屋内運動場 (6-1,-2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
12	明德小学校 屋内運動場 (4)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
13	蒲刈小学校 屋内運動場 (10)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
14	両城中学校 屋内運動場・管理教室棟 (1-1,2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
15	昭和北中学校 屋内運動場 (1)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
16	川尻中学校 屋内運動場 (6)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
17	音戸中学校 屋内運動場 (4)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
18	明德中学校 屋内運動場 (3)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
19	倉橋中小学校 普通教室棟 (1)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
20	安浦中学校 屋内運動場 (7)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	なし	R3 年度に除却完了
21	豊浜中学校 屋内運動場 (7)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
22	呉工業高等学校屋内運動場棟 (武道場) [25-2]	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
23	呉商業高等学校屋内運動場棟 [20]	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	あり	
24	原小学校 教室・特別教室棟 (14-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
25	警固屋小学校 管理教室棟 (3-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
26	坪内小学校 普通教室・管理・特別教室棟 (10-1,-2)	呉市	避難所	済	なし	
27	宮原小学校 教室棟 (3-1,-2)	呉市	避難所	済	なし	
28	和庄小学校 普通教室棟 (13-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
29	本通小学校 管理・普通教室棟 (14-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
30	明立小学校 普通教室・管理・特別教室棟 (7-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
31	荘山田小学校 教室棟 (13,14)	呉市	避難所	済	あり	
32	荘山田小学校 管理・普通教室棟 (16-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
33	呉中央小学校 管理・教室棟 (26-1,-2,-3,-4)	呉市	避難所	済	あり	
34	両城小学校 管理・教室棟 (1-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
35	天応小学校 普通・管理教室棟 (16-2)	呉市	避難所	済	あり	
36	昭和西小学校 管理・特別教室棟 (1-1)	呉市	避難所	済	あり	
37	昭和中央小学校 管理・特別・普通教室棟 (1-1,-2,-3,-4)	呉市	避難所	済	あり	
38	昭和中央小学校 管理教室棟 (2-1,-2,-3)	呉市	避難所	済	あり	
39	昭和南小学校 特別・管理教室棟 (2-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
40	昭和北小学校 教室管理棟 (2-1)	呉市	避難所	済	あり	

※いずれも耐震診断義務付け対象外

No.	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震性	備考
41	昭和北小学校 普通・特別教室棟 (3-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
42	音戸小学校 管理教室棟 (6)	呉市	避難所	済	あり	
43	波多見小学校 普通教室棟 (5-1,-2,7)	呉市	避難所	済	あり	
44	明德小学校 普通教室棟 (1-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
45	倉橋小中学校 普通教室棟 (1)	呉市	避難所	済	あり	
46	蒲刈小学校 特別・普通教室棟 (13)	呉市	避難所	済	あり	
47	安浦小学校 教室棟 (9-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
48	安登小学校 教室棟 (7)	呉市	避難所	済	あり	
49	仁方中学校 教室棟 (17-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
50	仁方中学校 管理・特別教室棟 (18-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
51	広南中学校 管理特別教室棟 (16)	呉市	避難所	済	あり	
52	広中央中学校 特別教室棟 (26)	呉市	避難所	済	あり	
53	阿賀中学校 教室・特別教室棟 (3-1,-2,-3,-4)	呉市	避難所	済	あり	
54	警固屋中学校 普通教室棟 (14-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
55	宮原中学校 普通教室棟 (8-1,-2,-3)	呉市	避難所	済	あり	
56	宮原中学校 特別教室棟 (8-4,-5)	呉市	避難所	済	あり	
57	和庄中学校 教室棟 (8-1,-2,-3)	呉市	避難所	済	なし	R3年度に除却完了
58	片山中学校 管理・特別教室棟 (13-2)	呉市	避難所	済	あり	
59	呉中央中学校 管理教室・教室棟 (4-1,-2,-3)	呉市	避難所	済	あり	
60	昭和北中学校 管理・教室棟 (2-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
61	昭和北中学校 特別教室棟 (3)	呉市	避難所	済	あり	
62	旧下蒲刈中学校 技術教室棟・格技場 (6-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
63	音戸中学校 管理・普通教室・特別教室棟 (1-1,9)	呉市	避難所	済	あり	
64	明德中学校 普通・管理教室棟 (1-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
65	倉橋小中学校 普通・特別・管理教室棟 (2-1,-2)	呉市	避難所	済	あり	
66	蒲刈中学校 普通・特別・管理棟 (10-1)	呉市	避難所	済	あり	
67	豊浜中学校 管理教室棟 (12)	呉市	避難所	済	あり	
68	呉高等学校 特別教室棟 (5-2)	呉市	避難所	済	あり	
69	呉市体育館	呉市	避難所	済	あり	
70	広高等学校武道場棟 [6]	呉市	避難所	済	あり	
71	呉特別支援学校屋内運動場 [1-2]	呉市	避難所	済	あり	

※69 以外は、いずれも耐震診断義務付け対象外

(令和2年3月末時点)

巻末資料 4 国の耐震化目標

国では、「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和 2 年 5 月）」において、建築物の耐震化率に関する目標を次のとおり設定しています。

当初の耐震化目標

	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
住宅	90%	95%	おおむね解消	－
多数の者が利用する建築物	90%	95%	おおむね解消	－
耐震診断義務付け対象建築物	－	－	おおむね解消	－



平成 30 年の耐震化実績

住宅：約 87%（平成 30 年）

耐震診断義務付け対象建築物：約 74%（令和 2 年 4 月時点）

今後の耐震化目標

	（平成 27 年）	（令和 2 年）	令和 7 年	令和 12 年
住宅	（90%）	（95%）	95%	おおむね解消
多数の者が利用する建築物	（90%）	（95%）	－	－
耐震診断義務付け対象建築物	（－）	（－）	おおむね解消	－